

宜野湾市**第6期**障がい福祉計画及び
宜野湾市**第2期**障がい児福祉計画



令和3年3月

沖縄県宜野湾市

ごあいさつ

近年、新型コロナウイルス感染拡大にともないこれまでにない生活様式が求められ障がいの有無を問わず私たち一人ひとりを取り巻く生活環境も大きく変化しております。



このような状況において多様化する福祉サービスのニーズに対応しながら誰もが住みやすい共生社会の実現のためには広く市民の理解と協力が必要です。

本市においては、現行の「宜野湾市第5期障がい福祉計画及び宜野湾市第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2（2020）年度で終了することを受け、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価、検証し、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨などを踏まえたうえで、障がい福祉施策を総合的に推進するため、国の基本指針に基づき「宜野湾市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後も「チェイシーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち」を目指して福祉施策を展開してまいりますので市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にご協力いただきました関係者の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご意見をいただきました市民の皆様や関係団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

宜野湾市長 松川 正則

目 次

I	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景・趣旨	1
2.	計画の対象	1
3.	計画の法的根拠	1
4.	計画の位置づけ	2
5.	基本理念及びめざす姿	3
6.	計画の期間	4
II	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の理念等	5
1.	国の基本的な考え方	5
2.	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価	6
III	第6期障がい福祉計画	13
1.	成果目標の設定（令和5年度末の目標）	13
(1)	施設入所者の地域生活への移行	13
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	14
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	14
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	15
(5)	相談支援体制の充実・強化等	17
(6)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	18
2.	障がい福祉サービス等見込み量	19
(1)	訪問系サービス	19
(2)	日中活動系サービス	21
(3)	居住系サービス	25
(4)	相談支援	26
3.	地域生活支援事業の見込量及び実施方策	29
IV	第2期障がい児福祉計画	36
1.	成果目標	36
(1)	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	36
(2)	保育所等訪問支援の充実	36
(3)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	36
(4)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	37
(5)	発達障害者等に対する支援（活動指標）	37
2.	障害児通所支援等の見込量（活動指標）及び確保方策	37
(1)	児童発達支援	37
(2)	医療型児童発達支援	38

(3) 放課後等デイサービス	38
(4) 保育所等訪問支援	38
(5) 居宅訪問型児童発達支援	39
(6) 障害児相談支援	39
3. 子ども・子育て支援の提供体制の整備	41
V 計画の推進体制	43
1. 地域自立支援協議会を核とした関係機関等の連携	43
2. 庁内連携の推進	43
3. 地域との連携	43
4. 人材の確保・サービスの質の向上	43
5. 新型コロナウイルス等感染症防止対策等	43
6. 計画の進行管理	44
資料編	45
1. アンケート調査からみるサービスの利用状況等	45
2. 統計データからみる障がい者（児）の概況	47

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本市では、「宜野湾市第5期障がい福祉計画及び宜野湾市第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）において、成果目標やサービスの見込み量等を定め、その提供体制の計画的な確保に努めてきました。

計画が最終年度を迎え、令和2年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されたことから、基本指針の内容と本市の実情を勘案し、令和3年度から令和5年度までの期間における成果目標、サービスの見込み量及びサービス確保に向けた考え方等に加え、サービスの質の確保、相談支援体制の充実・強化、発達障害者等及び家族等への支援体制など、基本指針に新たに追加・修正された内容を踏まえた「宜野湾市第6期障がい福祉計画及び宜野湾市第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

3. 計画の法的根拠

①宜野湾市第6期障がい福祉計画

「宜野湾市第6期障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第八十八条第一項市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

②宜野湾市第2期障がい児福祉計画

「宜野湾市第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第三十三条の二十市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする

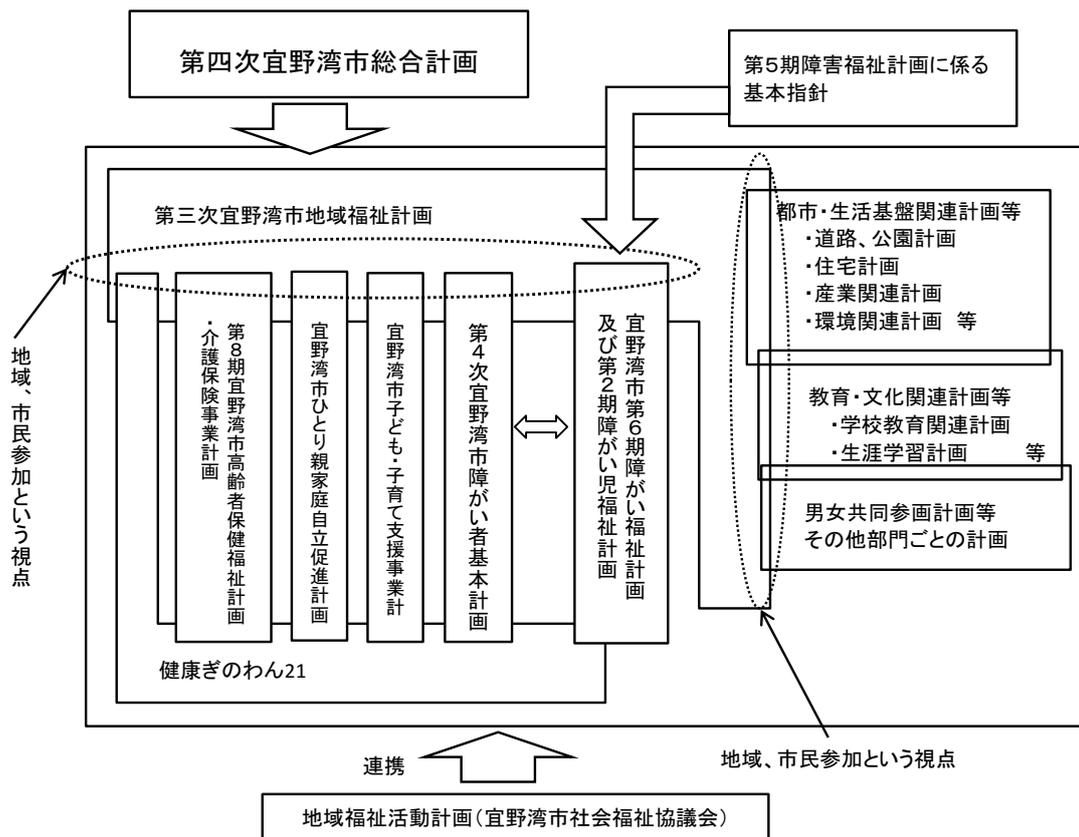
③第4次宜野湾市障がい者基本計画（平成30年度から令和5年度）

「第4次宜野湾市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画となります。

第十一条三項市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4. 計画の位置づけ

- 本計画は、第四次宜野湾市総合計画に則するもので、第4次宜野湾市障がい者基本計画とともに、総合計画の基本施策の1つである、「障がい者(児)の福祉の充実」に係るサービス等の計画的な提供体制の確保を図るための個別計画と位置づけます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、住民参加の視点を踏まえた計画とするなど、整合性を図った計画とします。
- 本計画は、第四次宜野湾市障がい者基本計画と密接な連携のとれた計画とします。また、市の子ども・子育て支援事業計画など、関連する他の保健福祉分野の個別計画及び教育等の関連分野の個別計画と整合性を図った計画とします。
- 本計画は、第3次宜野湾市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携を図った計画とします。
- 本計画は、国の第5期障害福祉計画に係る基本指針を踏まえた計画とします。



5. 基本理念及びめざす姿

本計画は「第四次宜野湾市障がい者基本計画」における、主にサービス等の提供体制に係る実施計画としての性格を有することから、本計画においても基本計画の基本理念及びめざす姿を共有します。

基本理念1：差別のない平等な社会づくり

障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、差別のない平等なまちづくり・社会づくりをめざします。

基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

誰でも皆、生きがいを持ち、自分らしく生きることを望んでいます。障がい者自ら自立生活への道を切り開いてきた活動を通し、自立生活への期待・気運が着実に高まっています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する社会をめざします。

基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくためにも、支え合いの輪を広げ、一人ひとりを大切にする地域社会づくりに努めることが大切です。様々な地域人材・地域資源を活かした「地域の中での支え合いのしくみづくり（チェイシージーネットワークの構築）」を中心に、思いやりのある地域社会を実現します。

<めざす姿>

チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

※チュイシージーとは：

チュイ「一人」、シージーは「支え合い」を意味しており、見返りを求めず、自分の能力の範囲で思いやりを持って支えることを表した沖縄の方言です。

「めざす姿」は、宜野湾市民が大切にしてきた“思いやりを持って他者を支える心”を育む中で、障がいの有無に関わらず誰もが自分らしく生活でき、差別がなく平等で安心して暮らせる社会を表現しています。

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお障がい者基本計画の計画期間は6年間となっており、第5次障がい者基本計画については、次期障がい福祉計画（令和6年度開始）と合わせて策定を行います。

■計画の期間

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	～
障がい者基本計画	第4次障がい者基本計画			第5次障がい者基本計画（6年間）			
障がい福祉計画	第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画（3年）			第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画（3年）			

Ⅱ 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の理念等

1. 国の基本的な考え方

国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方をいかに整理します。

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

(3) 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉人材の確保
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・障害者の社会参加を支える取組
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等の質の向上

2. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(1) 成果目標に基づく評価

①福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度の施設入所者数88人に対し、令和2年度の施設入所者数を80人（8人減）、地域移行数6人（地域移行目標8.6%）が目標として設定されていました。令和元年度の施設入所数は88人で増減なしとなる一方で、地域移行数は11人となり、目標値を大きく上回る成果が見られました。

◆福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
施設入所者数	88人	80人	88人	—
削減見込み数		8人		—
地域移行数		6人	11人	183%
H28年度から地域移行する目標割合		6.8%	12.5%	—

②地域生活に関する支援について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、令和2年度末までの「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

地域生活支援拠点等についても令和2年度末までの設置が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに設置	未設置	—

◆地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
地域生活支援拠点または居住支援の機能を備えた複数事業所・機関による面的体制の整備	令和2年度末までに設置	未設置	—

③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への年間移行者数は、平成28年度の23人から令和2年度末の目標27人に対して、令和元年度実績は19人と平成28年度より4人減少しています。

令和2年度末の目標値に対する令和元年度の達成率は、就労定着支援の利用見込み者数で93%支援開始から1年後の職場定着率が138%と目標を上回っています。

◆福祉施設から一般就労への移行等

	基準年 (H28)	目標年 (R2年度末)	R 1 年実績	達成率
年間の一般就労移行者数	23 人	27 人	19 人	83%
H28実績値からの伸び		11.7 倍	0.8 倍	—
障害者就労移行支援事業所の利用者数	45 人	48 人	19 人	42%
H28実績値からの伸び		1.07倍	0.42倍	—
管内（市内）就労移行支援事業所数		8 か所	3 か所	38%
就労移行率が3割以上の事業所数		0 か所	1 か所	—
就労移行率3割以上の事業所が全体に占める割合		0.00%	33.30%	—
就労定着支援利用見込み者数		14 人	13 人	93%
職場定着人数		8 人	11 人	138%
支援開始から1年後の職場定着率		57.14%	84.60%	—

④障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援に係る体制の充実を図るため、児童発達支援センターを令和2年度中に設置することを目標としており、令和元年度においては未設置となっています。

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主な重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保健、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」については、達成しています。

◆障害児支援の提供体制の整備等

	目標年 (R2年度末)	R 1 年実績	達成率
児童発達支援センターの設置	1か所設置	未設置	—
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H29年度より実施	構築済み	100%
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	R2年度までに確保	確保済み	100%
医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	H30までに設置	設置済み	100%

(2) 障がい福祉サービスの見込量と実績値

1) 訪問系サービス

訪問系サービスの計画期間の利用量の実績値は、見込の85.8%～118.5%となっており、「重度訪問介護」及び「同行援護」では見込みを上回る実績がみられます。「重度障害者等包括支援」の利用は見込んでおらず、利用実績はありません。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
居宅介護	見込量	172	3,875	188	4,236	205	4,619
	実績値	166	3,588	169	3,837		
	充足率	96.5%	92.6%	89.9%	90.6%		
重度訪問介護	見込量	23	8,595	24	8,969	24	8,969
	実績値	24	9,007	26	10,626		
	充足率	104.3%	104.8%	108.3%	118.5%		
行動援護	見込量	1	3	1	3	1	3
	実績値	0	0	0	0		
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
同行援護	見込量	25	500	25	500	25	500
	実績値	23	429	26	513		
	充足率	92.0%	85.8%	104.0%	102.6%		
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0		
	充足率	0	0	0	0		

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、「就労継続支援A型」が利用者数及び利用量ともに見込に対して実績が75%前後とやや低くなっています。また令和元年度の「短期入所」が利用者数及び利用量とも見込みに対して実績が60%前後となっています。

その他サービスについては、見込みと実績に大きな乖離は見られません。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	見込量	169	3,380	171	3,420	173	3,460
	実績値	187	3,839	198	4,012		
	充足率	110.7%	113.6%	115.8%	117.3%		
自立訓練（機能訓練）	見込量	1	16	1	16	1	16
	実績値	1	20	1	12		
	充足率	100.0%	125.0%	100.0%	75.0%		
自立訓練（生活訓練）	見込量	43	667	44	682	45	698
	実績値	32	455	44	695		
	充足率	74.4%	68.3%	100.0%	101.9%		
就労移行支援	見込量	46	805	47	823	48	840
	実績値	58	905	43	683		
	充足率	126.1%	112.4%	91.5%	83.0%		
就労継続支援A型	見込量	183	3,569	198	3,861	214	4,173
	実績値	138	2,717	142	2,840		
	充足率	75.4%	76.1%	71.7%	73.6%		
就労継続支援B型	見込量	282	5,104	307	5,557	332	6,009
	実績値	265	4,436	300	5,045		
	充足率	94.0%	86.9%	97.7%	90.8%		
就労定着支援	見込量	0		13		14	
	実績値	10		11			
	充足率			84.6%			
療養介護	見込量	25		25		25	
	実績値	22		22			
	充足率	88.0%		88.0%			
短期入所	見込量	42	254	43	259	44	265
	実績値	42	216	25	164		
	充足率	100.0%	85.0%	58.1%	63.3%		

3) 居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）」については、利用者数の増加数が高まることで、見込を実績が上回っています。「施設入所支援」の利用者数は、ほぼ横ばいとなるため見込みを上回っており、平成30年度から始まった「自立生活援助」の実績がみられません。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
自立生活援助	見込量	2		3		4	
	実績値	0		0			
	充足率	0.0%		0.0%			
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	52		55		58	
	実績値	54		84			
	充足率	103.8%		152.7%			
施設入所支援	見込量	86		83		80	
	実績値	87		88			
	充足率	101.2%		106.0%			

4) 相談支援サービス等

「計画相談支援」について、見込みを上回る増加を示しています。「地域移行支援」の見込みと実績が一致しており、「地域定着支援」の実績はみられません。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
計画相談支援	見込量	220		238		257	
	実績値	236		287			
	充足率	107.3%		120.6%			
地域移行支援	見込量	2		3		4	
	実績値	2		3			
	充足率	100.0%		100.0%			
地域定着支援	見込量	0		1		2	
	実績値	0		0			
	充足率	0.0%		0.0%			

5) 障害児サービス

サービス利用量について、見込より実績が上回っているのが「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」となっています。「保育所等訪問支援」と「医療型児童発達支援」については、見込みよりも実績が低く、「居宅訪問型児童発達支援」の利用は見られません。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	見込量	137	1,151	164	1,378	191	1,604
	実績値	122	1,188	139	1,501		
	充足率	89.1%	103.2%	84.8%	109.0%		
医療型児童発達支援	見込量	6	89	7	104	8	119
	実績値	7	84	5	63		
	充足率	116.7%	94.0%	71.4%	60.4%		
放課後等デイサービス	見込量	287	3,875	311	4,199	335	4,523
	実績値	368	4,948	430	6,062		
	充足率	128.2%	127.7%	138.3%	144.4%		
保育所等訪問支援	見込量	23	44	33	63	43	82
	実績値	13	27	25	56		
	充足率	56.5%	61.8%	75.8%	89.3%		
居宅訪問型児童発達支援	見込量	1	8	2	17	2	17
	実績値	0	0	0	0		
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
障害児相談支援	見込量	78		88		98	
	実績値	138		142			
	充足率	176.9%		161.4%			

6) 地域生活支援事業

「情報・意思疎通支援用具」の給付、「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」で見込みを上回る実績がみられます。その他事業については、見込みと実績に大きな乖離は見られません。

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込み量及び実績

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
理解促進研修・啓発事業	単位 箇所、人	見込量	1	19	1	19	1	19
		実績値	4	30	6	55		
		充足率	400.0%	157.9%	600.0%	289.5%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
自発的活動支援事業	単位 箇所	見込量	1		1		1	
		実績値	1	28	1	12		
		充足率	100.0%		100.0%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
相談支援事業 (基幹相談支援センター等強化事業)	単位 箇所、人	見込量	3	5,720	3	6,166	3	6,612
		実績値	3	6,014	3	6,222		
		充足率	100.0%	105.1%	100.0%	100.9%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用者数		実利用者数		実利用者数	
成年後見制度利用支援事業	単位 人	見込量	5		6		7	
		実績値	1		1			
		充足率	20.0%		16.7%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数	実設置者数	実利用件数	実設置者数	実利用件数	実設置者数
手話通訳者設置事業	単位 件、人	見込量	946	3	946	3	946	3
		実績値	895	3	985	3		
		充足率	94.6%	100.0%	104.1%	100.0%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数		実利用件数		実利用件数	
日常生活用具給付等事業 ①介護・訓練支援用具	単位 件	見込量	11		11		11	
		実績値	13		10			
		充足率	118.2%		90.9%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数		実利用件数		実利用件数	
日常生活用具給付等事業 ②自立支援生活支援用具	単位 件	見込量	23		23		23	
		実績値	34		20			
		充足率	147.8%		87.0%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数		実利用件数		実利用件数	
日常生活用具給付等事業 ③在宅療養等支援用具	単位 件	見込量	14		14		14	
		実績値	19		21			
		充足率	135.7%		150.0%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数		実利用件数		実利用件数	
日常生活用具給付等事業 ④情報・意思疎通支援用具	単位 件	見込量	10		10		10	
		実績値	30		27			
		充足率	300.0%		270.0%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数		実利用件数		実利用件数	
日常生活用具給付等事業 ⑤排泄管理支援用具	単位 件	見込量	1,313		1,313		1,313	
		実績値	1,292		1,597			
		充足率	98.4%		121.6%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用件数		実利用件数		実利用件数	
日常生活用具給付等事業 ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	単位 件	見込量	4		4		4	
		実績値	2		4			
		充足率	50.0%		100.0%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用者数	登録見込み者数	実利用者数	登録見込み者数	実利用者数	登録見込み者数
手話奉仕員養成研修事業	単位 人	見込量	20	0	14	10	20	0
		実績値	12	0	8	0		
		充足率	60.0%	0	57.1%	0.0%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			延利用者数	延利用時間	延利用者数	延利用時間	延利用者数	延利用時間
移動支援事業	単位 人	見込量	68	704	68	704	68	704
		実績値	93	859	107	1,085		
		充足率	136.8%	122.0%	157.4%	154.1%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
地域活動支援センター	単位 箇所、人	見込量	2	37	2	37	2	37
		実績値	2	69	2	132		
		充足率	100.0%	186.5%	100.0%	356.8%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
点字・声の広報等発行事業	単位 箇所、人	見込量	1	13	1	13	1	13
		実績値	1	11	1	14		
		充足率	100.0%	84.6%	100.0%	107.7%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実養成講座 修了者数	実施箇所数	実養成講座 修了者数	実施箇所数	実養成講座 修了者数
点字講座（奉仕員養成研修）	単位 箇所	見込量	1	19	1	0	1	19
		実績値	1	17	1	0		
		充足率	100.0%	89.5%	100.0%			

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
自動車運転免許・改造費事業	単位 箇所、人	見込量	1	5	1	5	1	5
		実績値	1	4	1	4		
		充足率	100.0%	80.0%	100.0%	80.0%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
重度身体障害者移動支援事業 (その他社会参加)	単位 人	見込量	1	123	1	123	1	123
		実績値	1	74	1	66		
		充足率	100.0%	60.2%	100.0%	53.7%		

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所数	延利用者数	実施箇所数	延利用者数	実施箇所数	延利用者数
日中一時支援事業	単位 件、人	見込量	23	598	24	624	25	650
		実績値	36	556	45	505		
		充足率	156.5%	93.0%	187.5%	80.9%		

Ⅲ 第6期障がい福祉計画

1. 成果目標の設定（令和5年度末の目標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

〈基本指針〉

- ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

希望する地域生活を送ることができるよう早い段階から入所施設と市の相談支援員並びに地域移行支援事業所や計画相談支援事業所との連携を図るとともにその他関係機関が連携した支援体制を構築します。

地域定着率を高めるために、関係する事業所の資質向上に取り組みます。

賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者の入居のための支援を行う「住宅入居等支援事業」の実施に取り組みます。

地域で生活するには、地域の理解・協力も必要であることから移行者に対する地域の理解を深める取組みを行います。

施設を出て一人暮らしを希望する障がい者については、随時の相談に対応するほか、定期的に居宅を訪問するなどにより地域生活を支援する「自立生活援助事業」の確保に努めます。

今後も宜野湾市グループホーム等整備補助事業を活用するなどグループホームの確保に取り組みます。

■宜野湾市における目標値

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	88人	令和元年度末（R2.3.31現在）の入所者数
目標年度入所者数(B)	83人	令和5年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	5人	6% C=A-B=E-D（国指針：目標1.6%以上削減）
新規入所者数(D)	6人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	11人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	5人	6% (E)のうち、地域移行目標者（国指針：目標6%以上移行）

削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

新規入所者数：親の高齢化に伴う施設入所のニーズが高い障がい者及び過去3年間の実績を勘案し6人を見込みます。

退所者数：退所に向けて支援中の障がい者及び過去の実績等を勘案し11人を見込みます。

地域移行目標数：本人及び家族に聞き取り調査を行い、家族の理解や本人の地域生活への課題等についての相談に応じながら、令和3年1人、令和4年2人、令和5年2人が移行するものとし、3年間で5人が移行するものと見込みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、宜野湾市地域自立支援協議会を活用し、令和5年度までの設置を目指します。

事 項	回数又は人数		
	令和3年	令和4年	令和5年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	0	0	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	2

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈基本指針〉

- ・各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、確保に向けた協議を令和3年より宜野湾市及び周辺市町村に立地する複数の機関が分担して機能を担うこと（面的整備型）で、地域自立支援協議会を活用し、令和5年度中までの確保を目指します。

事 項	回数		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域生活支援拠点の確保に向けた協議の場（年間回数）	2	2	2

事 項	回数		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）			2

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈基本指針〉

- ・令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・令和5年度末の就労移行支援事業所の一般就労への移行を令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)
- ・令和5年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行を令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)
- ・令和5年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行を令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

就労移行支援事業所の個別支援計画・評価の提出徹底を継続するとともに、就労移行支援事業所、計画相談員との連携強化を計り、個別支援計画・サービス等利用計画の中身を点検し、利用者支援に活かすなど、一般就労への移行強化を進めます。

就労移行支援事業所等とハローワーク、障がい者就業・生活センター、商工会等の関係機関とのネットワークにより、障がい者の就労に関する情報が共有できる体制を構築するとともに、関係機関と連携し、一般就労への障がい者雇用に関する情報の提供と理解促進に取り組みます。

就労定着支援事業所等の社会資源の確保に向け、地域自立支援協議会において検討するとともに支援員の資質向上を支援します。

就労定着支援事業所と就労移行支援事業所等、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築します。

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	21 人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	28 人 1.33倍	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和元年度実績の1.27倍以上)

イ 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	19 人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	25 人 1.32倍	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

ウ 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2 人	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	3 人 1.50倍	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

エ 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行者数	0 人	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	2 人	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加)

オ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	20 人	国指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	19 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労支援事業所の数	16 か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

〈基本指針〉

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ・これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
- ・担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。

障害福祉の総合的・専門的な相談支援体制の整備を進めるにあたり、地域自立支援協議会、関係機関と連携して、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みを強化します。

事 項	実施時期		
	令和3年	令和4年	令和5年
ア 総合的・専門的な相談支援の実施 総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）	3	3	3
イ 地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	10	10	10
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10	10	10

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

〈基本指針〉

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
- ・ 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

沖縄県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ毎年度 10 人の参加を目指します。

事 項	参加時期及び人数		
	令和3年	令和4年	令和5年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	10	10	10

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

組織内においては障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析する人材の育成を行うとともに、中部広域における共同事務処理及び集団指導の実施などの取り組みを通じたサービスの質の向上に努めます。

事 項	回数		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	2	2	2

2. 障がい福祉サービス等見込み量

これまでの実績や地域の実情を勘定して、令和3年度から令和5年度までの各年度の障害福祉サービス等の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス等提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス等の提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

利用者数は年々増加傾向にあり、直近3カ年(平成29年度から令和元年度)の増加数の平均7人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出。令和3年度以降の見込も同様に7人を加算し算出しています。

利用量についても利用者数と同様に利用量の増加分の平均273時間を加算し、見込値を算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数(人/月)	169	176	183	190	197
	利用量(時間分/月)	3,837	4,110	4,383	4,656	4,929

②重度訪問介護

利用者数は毎年度2人増で推移しています。令和3年度以降の見込量も同様に、各年2人ずつ増えると見込んでいます。

利用量についても、同様に増加した月/1,304時間を令和2年度以降の見込量に加算し算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	利用者数(人/月)	26	28	30	32	34
	利用量(時間分/月)	10,626	11,930	13,234	14,538	15,842

③行動援護

これまでほとんど利用の実績がなく令和3年度以降の利用者数も毎年度1人を見込みます。

利用量については、月あたり12時間を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
	利用量(時間分/月)	0	12	12	12	12

④同行援護

平成29年度から令和元年度の期間の利用者数は24人前後で推移しています。直近3年間の利用実績に基づき、令和3年度以降24人を見込みます。

利用量については、利用者数同様、直近3年間の平均利用時間(20.0時間)に利用見込数に乗じて、月あたり480時間を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	利用者数(人/月)	26	24	24	24	24
	利用量(時間分/月)	513	480	480	480	480

⑤重度障害者等包括支援

これまで利用実績がなく、計画期間3年間の利用を見込んでいません。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0

[見込量確保の考え方]

「居宅介護」の利用者数は増加傾向にあり、今後、受入れる社会資源の確保の必要性が見込まれます。「重度訪問介護」も本市は、県内でも重度障害者の割合が多い地域の実情を鑑み、利用者等の推移を注視し、体制確保の調整などを進めていく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

利用者数は年々増加傾向にあり、直近3カ年（平成29年度から令和元年度）の増加数の平均7人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出。令和3年度以降の見込も同様に7人を加算し算出しています。

利用量についても利用者数と同様に利用量の増加分の平均119日を加算し、見込値を算出しています。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人/月)	198	205	212	219	226
	利用量(人日分/月)	4,012	4,131	4,250	4,369	4,488

②自立訓練（機能訓練）

これまで利用実績は少なく、利用者数については、令和3年度以降実績1人を見込みます。

利用量についても、直近2カ年の平均利用量で令和3年度以降を見込みます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(人日分/月)	12	16	16	16	16

③自立訓練（生活訓練）

利用者数の直近3カ年の推移は、38人、32人、44人と増減しており、直近3年間利用実績の平均38人を令和3年度以降見込むこととします。

利用量については、直近3年間の1人当たりの月平均利用日数15.18日に利用見込数38人に乗じて、月利用量577日を見込みます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数(人/月)	44	38	38	38	38
	利用量(人日分/月)	695	577	577	577	577

④就労移行支援

利用者数の直近3カ年の推移は、51人、58人、43人と増減しており、直近3年間利用実績の平均51人を令和3年度以降見込むこととします。

利用量については、直近3年間の1人当たりの月平均利用日数16.39日に利用見込数51人に乗じて、月利用量836日を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	43	51	51	51	51
	利用量(人日分/月)	683	836	836	836	836

⑤就労継続支援(A型)

利用者数については、平成30年から令和元年までの増加数4人をもとに、令和2年度を見込んでおり、令和3年度以降を見込むこととします。

利用量については、直近3年間の平均増加数120日を令和元年度の実績に加算し、令和2年度を見込んでおり、令和3年度以降についても120日を加算し算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	利用者数(人/月)	142	146	150	154	158
	利用量(人日分/月)	2,840	2,960	3,080	3,200	3,320

⑥就労継続支援(B型)

利用者数は年々増加傾向にあり、直近3カ年(平成29年度から令和元年度)の増加数の平均25人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出。令和3年度以降の見込も同様に25人を加算し算出しています。

利用量についても利用者数と同様に利用量の増加分の平均237日を加算し、見込値を算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型	利用者数(人/月)	300	325	350	375	400
	利用量(人日分/月)	5,045	5,282	5,519	5,756	5,993

⑦就労定着支援

国の指針では、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数の1.27倍以上を令和5年度の年間一般就労移行者数とする目標設定が示されています。

本市は、28人(1.33倍)を見込んでおり、そのうち7割に当たる20人を就労定着支援の利用見込とすることとなっています。令和元年度実績値11人に直近3カ年の利用者数の伸び率1.1を乗じ、1人を加え、令和2年度以降の見込とします。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数(人/月)	11	13	15	17	20

⑧短期入所(福祉型)

平成29年度から令和元年度の期間の利用者数は40人から18人で推移し、減少する傾向にあります。直近3年間の利用実績の平均に基づき、令和3年度以降32人を見込みます。

利用量についても直近3年間の1人あたり月平均利用日数(5.66日)をもとに、令和3年度以降の利用者数に乗じて、181日を見込んでいます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	18	32	32	32	32
	利用量(人日分/月)	137	181	181	181	181

⑨短期入所(医療型)

平成29年度から令和元年度の期間の利用者数は6人前後で推移しており、直近3年間の利用実績の平均に基づき、令和3年度以降6人を見込みます。

利用量についても直近3年間の1人あたり月平均利用日数(3日)を、令和3年度以降の利用者数に乗じて、18日を見込んでいます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	7	6	6	6	6
	利用量(人日分/月)	27	18	18	18	18

⑩療養介護

直近の利用者数は約 22 人で推移しており、利用実績に基づき、令和 3 年度以降 22 人を見込みます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護【人分】	利用者数(人/月)	22	22	22	22	22

[見込量確保の考え方]

「就労継続支援(B型)」、「生活介護」については、増加傾向にあります。

今後、受け入れ態勢確保の取り組みを進める必要があります。

また、障がい者の家族の高齢化、障がい当事者の高齢化、重度化等により、増加の加速が進むことも予想され、相談支援事業等を通して、障がい者や家族のニーズを踏まえながら、支援を必要とする利用者に対して、サービス提供体制の確保に取り組みます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助の利用実績はありませんが、施設からの地域移行を勘案し、毎年度 1 人の精神障害者の利用を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1

② 共同生活援助

利用者数は増加傾向にあります。直近3カ年(平成29年度から令和元年度)の増加数の平均15人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出。令和3年度以降の見込も同様に15人を加算し算出しています。

そのうち、精神障害者の利用者数も同様に、直近3カ年の平均増加数8人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度以降の見込値を算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(GH)	利用者数(人/月)	84	99	114	129	144
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	37	45	53	61	69

③ 施設入所支援

平成29年度から令和元年度の期間の利用者数は87~88人で推移しており、令和5年度末の施設入所者数の成果目標に基づき利用を見込んでいます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援【人分】	利用者数(人/月)	88	88	87	85	83

[見込量確保の考え方]

「共同生活援助」の利用者は増加傾向にあり、市民ニーズはさらに高まることが予想されます。

今後も継続して、グループホーム等の社会資源の確保に努めてまいります。

(4) 相談支援

①計画相談支援

利用者数は年々増加傾向にあります。直近3カ年（平成29年度から令和元年度）の増加数の平均38人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出。令和3年度以降の見込みも同様に38人を加算し算出しています。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数(人/月)	287	325	363	401	439

②地域移行支援

利用者数は平成30年度に2人、令和元年度に3人と増加しており、令和3年度以降も毎年度1人増を見込みます。そのうち精神障害者については、沖縄県の「精神科長期入院患者の地域移行に伴う市町村整備料（利用者数）」において、宜野湾市の移行者数が18人を踏まえ利用者数を見込みます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援【人分】	利用者数(人/月)	3	4	5	6	7
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	1	3	4	5	6

③地域定着支援

これまで利用実績はありませんが、施設や精神科医療機関からの地域移行支援を念頭に、毎年度精神障害者1人の利用を見込みます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援【人分】	利用者数(人/月)	0	1	1	1	2
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	0	1	1	1	2

[見込量確保の考え方]

「計画相談支援」については、年々利用者が増加しています。各事業所で抱える相談件数にも限界があり体制整備、人材確保、資質の向上など課題が多くあります。計画相談事業所の支援体制など取り組む必要があります。基幹相談支援機能の強化に取り組めます。

障害福祉サービス見込量一覧

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数(人/月)	169	176	183	190	197
	利用量(時間分/月)	3,837	4,110	4,383	4,656	4,929
重度訪問介護	利用者数(人/月)	26	28	30	32	34
	利用量(時間分/月)	10,626	11,930	13,234	14,538	15,842
行動援護	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
	利用量(時間分/月)	0	12	12	12	12
同行援護	利用者数(人/月)	26	24	24	24	24
	利用量(時間分/月)	513	480	480	480	480
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人/月)	198	205	212	219	226
	利用量(人日分/月)	4,012	4,131	4,250	4,369	4,488
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(人日分/月)	12	16	16	16	16
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	44	38	38	38	38
	利用量(人日分/月)	695	577	577	577	577
就労移行支援	利用者数(人/月)	43	51	51	51	51
	利用量(人日分/月)	683	836	836	836	836
就労継続支援A型	利用者数(人/月)	142	141	150	154	158
	利用量(人日分/月)	2,840	2,960	3,080	3,200	3,320
就労継続支援B型	利用者数(人/月)	300	325	350	375	400
	利用量(人日分/月)	5,045	5,282	5,519	5,756	5,993
就労定着支援	利用者数(人/月)	11	13	15	17	20
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	18	32	32	32	32
	利用量(人日分/月)	137	181	181	181	181
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	7	6	6	6	6
	利用量(人日分/月)	27	18	18	18	18
療養介護【人分】	利用者数(人/月)	22	22	22	22	22
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
共同生活援助(GH)	利用者数(人/月)	84	99	114	129	144
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	37	45	53	61	69
施設入所支援【人分】	利用者数(人/月)	88	88	87	85	83
計画相談支援	利用者数(人/月)	287	325	363	401	439
地域移行支援【人分】	利用者数(人/月)	3	4	5	6	7
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	1	3	4	5	6
地域定着支援【人分】	利用者数(人/月)	0	1	1	1	2
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数(人/月)	0	1	1	1	2

障害福祉サービスの内容

サービス名		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、身体介護や家事援助などの支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的にを行います。
	行動援護	行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者に、移動介護や危険回避の援護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障がい者に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設などで介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練などを行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般就労が難しい障がい者に、生産活動などの訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を行い、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	短期入所（福祉型・医療型）	介助者が病気等のときに、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。
	療養介護	医療を要する障がい者に、病院などで機能訓練や看護、介護などを行います。
居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	共同生活援助	地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居で、日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援サービス	計画相談支援	サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。
	地域移行支援	住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。

3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和3年度から令和5年度までの各年度の見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

療育に関する知識や理解を深めるため、平成30年度から実施しているペアレントトレーニングを引き続き取り組んでいきます。

また、市民に対し、障害福祉に関する制度やサービス等の理解啓発の取り組みを関係機関と連携して取り組みます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	6	1	6	6	6
	実利用見込み者数	55	8	55	55	55

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(2) 自発的活動支援事業

知的障がい者、精神障がい者の日常生活の一部をサポートするために、引き続き社会福祉協議会に委託し、活動協力員(サポーター)養成講座を開催します。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	12	19	19	19	19

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(3) 相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)

障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービス等の紹介など、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行います。

利用者は年々増加する傾向にあるため、令和3年度以降の見込みは、平成29年度から令和元年度の間年平均増数(134人)を、毎年度加算して算出しています。

相談件数の増加踏まえ、令和3年度より1か所の障害者相談支援事業所の増加並びに令和5年中に基幹相談支援センターを1か所設置することを目指します。基幹相談支援センターの実利用見込み者数については、年平均増加数を加算した令和5年度の数値(6,758人)をもとに、1事業所あたりの平均利用者数を算出(1,352人)し見込んでいます。

相談窓口には専門資格を有する相談支援員を配置するとともに、相談支援員等のスキル向上を図ります。また、相談件数の増に対応していけるよう相談支援員の体制強化を図るほか、適切な支援となるよう、関係機関等の相談員との連携強化に取り組みます。

住宅入居等支援事業については、令和5年度の事業実施を目指します。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	3	3	4	4	5	
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	0	0	0	0	1
		実利用見込み者数	0	0	0	0	1,352
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	3	3	4	4	4	
	実利用見込み者数	6,222	6,356	6,490	6,624	5,406	
住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	1	
	実利用見込み者数	0	0	0	0	1	

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者が、経済的な理由により利用できない場合に、引き続き本事業による支援を行います。これまでの実績から令和3年度以降は毎年度1人の利用増を見込みます。また、成年後見制度及び本事業の周知強化を図ります。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	2	3	4	5

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(5) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者、要約筆記者の派遣を継続します。また、平日17:15以降や土日祝祭日等の緊急時は沖縄県聴覚障害者情報センターより、手話通訳者の派遣を行っています。

利用件数については、利用者が概ね固定化していることから、令和3年度以降の利用件

数の見込みは、平成 29 年度から令和元年度の年平均利用件数とします。

要約筆記者の派遣は、中途失聴者、難聴の人にも有効であることから、ニーズの掘り起こしに取り組みます。

②手話通訳者設置事業

手話通訳者(会計年度任用職員)を市の障がい福祉課窓口継続配置(3人)し、聴覚障がい者等の来庁時の対応に努めるほか、登録手話通訳者のコーディネートができない場合の支援を行います。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数	38	40	40	40	40
手話通訳者設置事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(6)日常生活用具給付等事業

重度障がい者の日常生活の便宜を図るために、引き続き必要な日常生活用具の購入費を公費で援助します。利用は「排泄管理支援用具」が最も多く、用具としてはストマ装具、紙おむつが多い状況です。

各種用具の利用件数の実績は、年度により増減があるため、令和3年度以降の利用件数の見込みは、平成29年度令和元年度までの実績の平均を見込んでいます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	10	10	10	10	10
自立生活支援用具	実利用見込み者数	20	26	26	26	26
在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	21	20	21	20	20
情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	27	31	31	31	31
排泄管理支援用具	実利用見込み者数	1,597	1,614	1,397	1,397	1,397
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用見込み者数	4	6	8	10	12

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(7)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等への理解を深めるとともに、コミュニケーションの円滑化を図るために、日常会話に必要な手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成を、引き続き社会福祉協議会に委託します。また、基礎講座修了者の中から手話奉仕員への登録を促します。

令和3年度以降の利用見込み者数は、平成29年度令和元年度までの実績の平均を見込んでいます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用見込み者数	8	12	12	12	12

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、引き続き登録事業所より外出のための移動支援を個別支援型で提供します。月の延利用者数の見込は、直近3カ年の増加数平均5人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出。令和3年度以降も同様に5人を加算し算出しています。

月の延利用時間数も同様に直近3カ年の平均増加数122時間を加算し算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延べ利用見込み者数/月	107	112	117	122	127
	延べ利用見込み時間/月	1,085	1,207	1,329	1,451	1,573

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(9) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、引き続きI型とIII型事業を実施し各1か所の計2箇所を見込みます。

実利用者数の見込みは、直近3カ年のI型、III型の利用者数を合計し、平均利用者増加数33人を加算し、令和2年度以降の見込を算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み箇所数	2	2	2	2	2
	実利用見込み者数	132	165	198	231	264

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

(10) その他の事業

①点字・声の広報等発行事業

文字による情報の入手が困難な障がい者のために、引き続き社会福祉協議会に委託し、市報や社協だより等の情報を「点訳サービス」と「朗読サービス」により提供していきます。利用者は大幅な増減が見込まれないため、令和2年度の利用者数を令和3年度以降も同じと見込みました

事業名		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	14	18	10	10	10

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

②点字講座(奉仕員養成研修)事業

視覚障がい者の活動を支援するために、引き続き社会福祉協議会に委託し、点字奉仕員を養成するための点字講座を隔年で開催します。

養成講座終了者数の見込みについて、令和2年度は新型コロナウイルスの状況下で講座が中止となり、見込数は0となります。令和3年度以降は、平成28年度と平成30年度の実績の平均値で見込みました。

事業名		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字講座(奉仕員養成研修)	実施箇所数	0	0	1	0	1
	実養成講座修了者数	0	0	10	0	10

③自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障害者手帳を所持する満18歳以上の者が、自動車の運転免許を取得しようとする場合の取得費用及び自動車を改造しなければ自分で運転できない者に対し、自分で運転するための改造費用を引き続き助成します。また、自動車改造費の助成については、対象となる装置の範囲を検討します。

令和2年度の利用者数の見込みは、令和2年11月末時点での利用済者数と申請(利用)予定者数で見込み、令和3年度以降は、令和元年度と令和2年度の利用者数の平均で見込みました。

事業名		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	4	12	8	8	8

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

④重度身体障害者移動支援事業(その他社会参加)

重度身体障がい者の移動を支援するため、引き続き社会福祉協議会に委託し、リフト付車両の貸し出しを行います。

令和2年度の利用者数の見込みは、令和2年11月末時点での利用者数と申請(利用)予定者数で見込み、令和3年度以降も同数で維持することで見込みました。

事業名		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度身体障害者移動支援事業(その他社会参加)	実施箇所数	1	1	1	1	1
	延利用者数	66	70	70	70	70

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

⑤日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して確保します。

児童については、必要時に利用しやすいよう、放課後等デイサービス事業者に対し日中一時支援事業者としての登録を促し、令和3年度移行、毎年度1か所増を見込みます。

延利用者数については、令和元年度の1箇所あたりの平均利用者数(11人)をもとに、令和3年度以降の実施箇所数の増加にあわせ、毎年度11人増を見込みます。

事業名		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施箇所数	45	45	46	47	48
	延利用者数	505	505	516	527	538

※令和2年度は年度途中時点での見込み。

地域生活支援事業の見込量一覧

事業名		第5期計画		第6期計画		
		実績	見込	見込		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	6	1	6	6	6
	実利用見込み者数	55	8	55	55	55
自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	12	19	19	19	19
相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施見込み箇所数	3	3	4	4	4
	実利用見込み者数	6,222	6,356	6,490	6,624	5,406
基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	0	0	0	0	1
	実利用見込み者数	0	0	0	0	1,352
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	2	3	4	5
意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数	38	40	40	40	40
②手話通訳者設置事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	実利用見込み件数	10	10	10	10	10
②自立生活支援用具	実利用見込み件数	20	26	26	26	26
③在宅療養等支援用具	実利用見込み件数	21	20	21	20	20
④情報・意思疎通支援用具	実利用見込み件数	27	31	31	31	31
⑤排泄管理支援用具	実利用見込み件数	1,597	1,614	1,397	1,397	1,397
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用見込み件数	4	6	8	10	12
手話奉仕員養成研修事業	実利用見込み者数	8	12	12	12	12
移動支援事業	延利用見込み者数/月	107	112	117	122	127
	延べ利用見込み時間/月	1,085	1,207	1,329	1,451	1,573
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	2	2	2	2	2
	実利用見込み者数	132	165	198	231	264
点字・声の広報等発行事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	14	18	10	10	10
点字講座(奉仕員養成研修)事業	実施見込み箇所数	0	0	1	0	1
	実見込み養成講座終了者数	0	0	10	0	10
自動車運転免許取得・改造費助成事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	4	12	8	8	8
重度心身障害者移動支援事業(その他社会参加)	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	66	70	70	70	70
日中一時支援事業	実施見込み箇所数	45	45	46	47	48
	実利用見込み者数	505	505	516	527	538

IV 第2期障がい児福祉計画

1. 成果目標

障がいのある子を健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本市の実情を踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

〈基本指針〉

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・ 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

本市においては、児童発達支援センターのハード面での整備が困難であることや、専門員の確保も厳しいことから、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障がい者相談支援事業所等との連携体制を構築し、令和5年度中の児童発達支援センターとしての機能確保を目指します。

(2) 保育所等訪問支援の充実

平成24年度より保育所等訪問支援が展開されています。現状で保育所等訪問支援は市外の事業所を利用していますが、利用ニーズは高まってきており、支援の充実を図るためには市内事業所の確保に取り組む必要があります。そのため、事業所の参入を促すほか、児童発達支援センターの機能の確保に合わせて令和5年に利用できるよう体制構築に取り組めます。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市においても、重症心身障がい児を受け入れてもらえる通所支援事業所が少ないことから、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に取り組む必要があります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

宜野湾市地域自立支援協議会を活用し、令和3年度中に協議の場を設置します。

また医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、関係部署、関係機関と協議、調整を図り、令和5年度の配置に向け取り組みます。県が実施する研修等へ積極的に参加し、人材育成に取り組みます。

事 項	設置人数	配置時期及び人数		
		令和3年	令和4年	令和5年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1			1

(5) 発達障害者等に対する支援（活動指標）

事項	数値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	55人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況数を勘案し、令和5年度の受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	0人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和5年度のペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	0人	現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和5年度の活動への参加数の見込みを設定する。

2. 障害児通所支援等の見込量（活動指標）及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、令和3年度から令和5年度までの各年度の障害児通所支援等の見込量（活動指標）を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量の見込みの有無にかかわらず、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

(1) 児童発達支援

利用者数は122人から139人で推移しています。直近3年間の利用実績にもとづき、令和3年度以降131人の利用者を見込みます。

利用量については、直近3年間の1人あたり月平均利用日数（約10日）にもとづき、令和3年度以降の月1,308日の利用を見込んでいます。

サービス名	区分（単位）	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	139	131	131	131	131
	利用量（人日分/月）	1,501	1,308	1,308	1,308	1,308

(2) 医療型児童発達支援

利用者数は5人～7人で推移しています。直近3年間の利用実績の平均にもとづき、令和3年度以降6人の利用者を見込みます。

利用量については、平成29年度から令和元年度の1人あたり月平均利用日数(約13.3日)を、令和3年度以降の利用見込者数に乗じて見込んでいます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	5	6	6	6	6
	利用量(人日分/月)	63	80	80	80	80

(3) 放課後等デイサービス

利用者数は、直近3カ年の増加数平均66人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出しており、令和3年度以降の見込も同様に66人を加算し算出しています。

利用量についても、利用者数同様に、直近3カ年の増加数の平均1,000時間を令和2年度以降の見込数に加算して算出。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	430	496	562	628	694
	利用量(人日分/月)	6,062	7,062	8,062	9,062	10,062

(4) 保育所等訪問支援

利用者数は、直近3カ年の増加数平均9人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出し、令和3年度以降の見込も同様に9人を加算し算出しています。

利用量についても、利用者数同様に、直近3カ年の増加数の平均19時間を令和2年度以降の見込数に加算して算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	25	34	43	52	61
	利用量(人日分/月)	56	75	94	113	132

(5) 居宅訪問型児童発達支援

これまでに利用実績はなく、また利用者は限定的であると思われるため、計画期間において利用を見込んでいません。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0

(6) 障害児相談支援

利用者数は、直近3ヵ年の増加数平均25人を令和元年度の実績に加算し、令和2年度見込みを算出しており、令和3年度以降の見込も同様に25人を加算し算出しています。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数(人/月)	142	167	192	217	242

[見込量確保の考え方]

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」については、利用者の増を大きく見込んでいます。これらに対応していけるよう、受入れの確保方策について協議する必要があります。

「障害児相談支援」についても、大きく増えると見込んでおり、これに対応できるよう、サービス利用計画作成の適正化・効率化を支援するほか、サービス利用計画を担う人材確保や資質の向上に向け、対応策を関係機関などと検討するよう努めていきます。

「医療的ケア児コーディネーター」の配置については、関係部署、関係機関と協議、調整を図り、令和5年度の配置に向け取り組みます。県が実施する研修等へ積極的に参加し、人材育成に取り組めます。

障害福祉サービス見込量一覧

事業名		第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	139	131	131	131	131
	利用量(人日分/月)	1,501	1,308	1,308	1,308	1,308
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	5	6	6	6	6
	利用量(人日分/月)	63	80	80	80	80
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	430	496	562	628	694
	利用量(人日分/月)	6,062	7,062	8,062	9,062	10,062
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	25	34	43	52	61
	利用量(人日分/月)	56	75	94	113	132
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)			0	0	0
障害児相談支援	利用者数(人/月)	142	167	192	217	242

障がい児サービス（障害児通所支援等）の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。また、訪問先施設のスタッフに対する技術的指導も行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がいにより外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など障がい児本人の状態を理由として外出ができない障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行う。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成したり利用状況等を検証してその障害児支援利用計画を見直したりする。その他、関係者との連絡調整、保護者に対する申請の勧奨等を行う。

3. 子ども・子育て支援の提供体制の整備

障がいのある子の健やかな育成のためには、障害児通所支援等の障がいのある子に対応したサービスの提供だけではなく、障がいのない子と共に成長できるよう地域社会への参加・包容(インクルーシブ)を進める必要があります。また、子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。そのため、子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある子が、希望に沿った利用が可能となるよう、提供体制の整備に努める必要があります。

提供体制の整備にあたっては、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園について、障がいのある子のこれまでの利用実績を踏まえつつ、令和3年度から令和5年度までの各年度の利用人数を見込み、計画的に提供体制の構築を図ります。

(1) 子ども・子育て支援の見込量

「保育所」及び「認定こども園」については、増加傾向にはありますが、年度ごとの予測が難しいため令和3年度以降合わせて140名程度であると見込みました。

また「放課後等児童健全育成事業」についても、これまでの実績から年々増加傾向にあるため令和3年度以降も増えていくと見込みます。

「幼稚園」については、増える傾向にはありますが、年度ごとの予測がしづらいため、これまでの実績をもとに45人程度を見込みました。

事 項	令和元年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	90	90	90	90
認定こども園	38	50	50	50
放課後児童健全育成事業	85	90	90	90
幼稚園	43	45	45	45

(2) 提供体制の整備に係る方策

1) 保育所・認定こども園(特別支援保育)

保育所、認定こども園で特別支援保育を継続実施し、対象となる子に加配保育士の配置に努めます。また、切れ目のない支援となるよう、関係機関との協議や幼稚園・小学校との連携を強化します。

臨床心理士による市内保育施設(認可外を含む)の巡回訪問を継続し、対象となる児(障がいのある子や発達等が気になる子)の保育観察及び保護者や保育士等と面談・相談を行い、児童の成長発達支援についてきめ細かい助言・指導等を行います。

巡回の対象となる子の増加に対応するとともに、一人ひとりの状態に応じた的確な指導・助言等を行うために、臨床心理士等の訪問体制の強化及び他の専門家(小児科医、保健師等)との相談・連携体制の構築に取り組みます。

障がい児の保育に関する保育士への研修等を市内で受けることができる機会をつくるなど、保育士等の資質向上を図る取り組みを進めます。

2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

専門員の確保等ができていないため、障がいのある子を受け入れることができない放課後児童クラブについて、個々の実情に配慮しながら必要な支援に努め、障がいのある子の受け入れの拡充に取り組みます。

3) 幼稚園

保護者からの特別支援教育申請を受け、支援を要する子の人数や個の特性を勘案しながら、特別支援担当教諭・特別支援教育支援員の配置を行います。また、障がいのある子一人ひとりについて個別の指導計画を作成し、教職員全体で共通理解・協力体制を図りながら援助や指導を行っていきます。

保護者や教職員の障がいに対する理解を深め、相互理解と連携による指導・支援を行なうために、関係機関と連携した研修会や講演会等の開催に取り組みます。

V 計画の推進体制

1. 地域自立支援協議会を核とした関係機関等の連携

障がい児者の日常生活及び社会生活の自立を支援するための、多様なサービスの提供体制を整えていくには、福祉、保健、教育、労働等の行政関係機関のみならず、サービス事業所、医療機関、一般企業、関係団体など多岐に及ぶ関係者間の連携が求められます。

「宜野湾市地域自立支援協議会」を核に幅広い意見交換と市が目指す障がい福祉施策の方向性等を共有することで、多様な主体の連携強化と地域特性を踏まえた計画の推進を図ります。また、専門部会を含めた協議会の活性化等を通じて、ニーズに対する柔軟な対応に努め、計画の成果を上げるよう取り組みます。

2. 庁内連携の推進

「第4次宜野湾市障がい者基本計画」で示す「庁内計画推進体制の整備」と連動して、障がい福祉を中心に庁内各関係課と横断的な連携を図り、障がい福祉施策を全庁的な取り組みとして推進します。

3. 地域との連携

障がいのある市民が地域の一員として、自立した日常生活や社会生活を営むには、法制度に基づくサービスの提供だけでは十分とはいえません。福祉施設や医療機関から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、保育や教育における支援など、地域社会の理解・協力(包含力)が重要となります。また、障害者総合支援法では「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目的として掲げています。

これらを踏まえ、障がいに対する不当な差別や偏見の解消と理解を深める取り組み等を進め、障がい児者を地域で包みこみ、共に暮らせる共生社会の浸透を図ります。

4. 人材の確保・サービスの質の向上

多様なサービスの提供体制の充実を図るためには、専門的な人材の確保とともに、サービスの質の向上を進めることが重要となります。そのためには、障がいのある人のライフステージや様々な生活の場面を想定し、それを支える人づくりが求められます。

日頃から関係機関やサービス事業所等と人材の確保に向けた情報交換や連携を図るほか、国や県と連携しながら人材の確保に努めます。また、サービスの質的向上を図るために、サービス提供に関する評価・指導等に努めるとともに、勉強会や研修会等の場の確保に取り組みます。

5. 新型コロナウイルス等感染症防止対策等

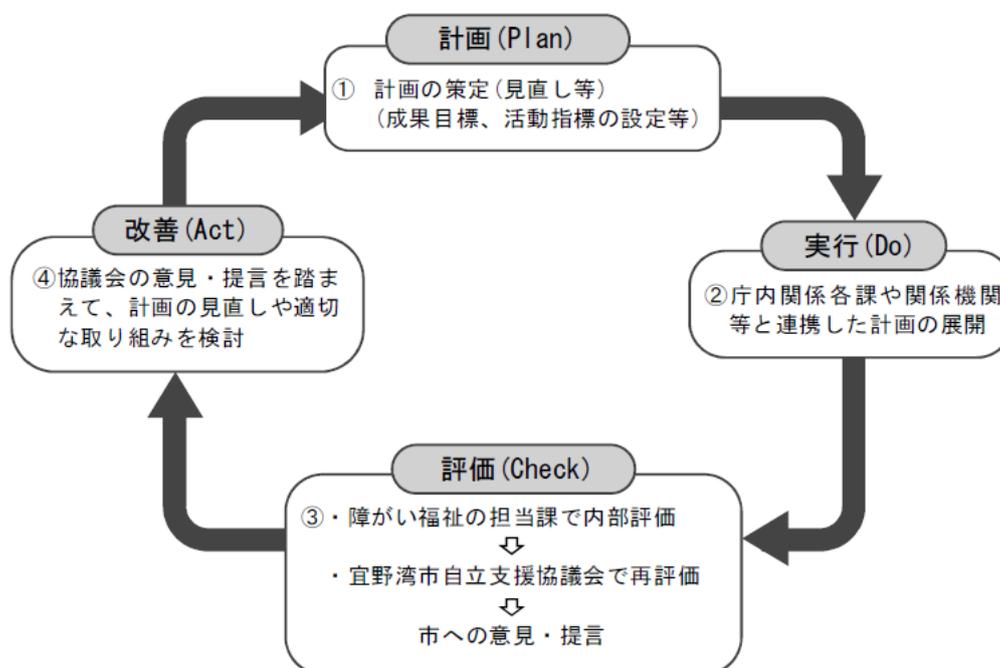
新型コロナウイルス感染症その他の感染症対策として、国や県、事業所等と連携しながら、感染状況の各段階に応じた適切な情報提供並びに感染症防止対策の啓発などに努めます。

6. 計画の進行管理

障害者総合支援法(第88条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、本計画における成果目標及び活動指標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

具体的には、障がい福祉において成果目標等の実績の把握及び実績に係る要因等について分析・評価を行い、その結果を自立支援協議会に報告します。協議会では報告に基づきあらためて評価・検証を行い、必要な意見・提言等を行います。次に、協議会の意見・提言等を踏まえて、計画の見直しや効果的な取り組みに活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



資料編

1. アンケート調査からみるサービスの利用状況等

(1) アンケート調査の概要

1) 調査の目的

第6期宜野湾市障がい福祉計画及び第2期宜野湾市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）を策定するにあたり、障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識等を把握し、本市の地域特性に応じた計画づくりの基礎資料とすることを目的とする。

2) 調査の対象

①障がい者及び障がい児

宜野湾市に住所を有し障害者手帳の交付を受けている障がい者2,361人、障がい児594人を対象とする。そのうち療育手帳所持者と障がい児については、全数に調査を行った。

②市民

宜野湾市に住所を有する20歳以上の市民のうち、1,408人を対象とし、無作為抽出を行った。

3) 調査方法

抽出した対象者宛に、返信用封筒を同封した調査票を送付し、郵送による配布回収を基本としながら、WEB回答を選ぶことができる方法で調査を実施した。

4) 回収結果

	配布数	郵送回収	WEB回収	回収数 総計	回収率		
					郵送	WEB	計
障がい者アンケート	2,361	655	71	726	27.7%	3.0%	30.7%
障がい児アンケート	594	189	25	214	31.8%	4.2%	36.0%
市民アンケート	1,408	228	43	271	16.2%	3.1%	19.2%

(2) 障害福祉サービスの利用に係る調査結果の概要

- 回答者は、身体障がい者が40.8%（296件）、知的障がい者が13.8%（100件）、精神障がい者が22.9%（166件）、重複障がい者が4.1%（30件）となっている。
- 主な介助者が病気や用事などで介助できない場合の対応の第1位は「他の家族・親族に頼む」が31.9%、第2位は「一人でなんとかしてもらおう」が15.9%となっている。
- 悩みなどの相談先については、「家族・親族」が64.9%と圧倒的に高く、「障害者相談支援事業所」が12.7%、「どこに相談したらよいかわからない」が9.8%となっている。
- 障がい福祉サービスの利用については、63.4%が利用していないと回答している。利用しているサービスとしては、「就労継続支援（B型）」が17.4%、「就労継続支援（A

型)」15.9%、「生活介護」が15.2%、「居宅介護」が12.9%、「精神デイケア」が12.5%と続いている。

- サービスを利用して何か不便なことや困ったことはあったかについて、第1位は「利用して特に困ったことはない」22.2%、第2位は「サービスに満足している」17.7%、第3位は「サービスの量（回数、時間）が十分でない」13.5%、第4位は「利用手続きが大変だった（わかりにくかった）」11.3%、第5位は「利用したいサービスが利用できなかった」の9.0%となっている。
- サービスを利用していない理由の第1位は「サービスの利用を必要としていないから」40.7%、第2位は「家族の支援があるから」27.2%、第3位は「サービスの内容がよくわからないから」23.4%、第4位は「利用に関する相談先がわからないから」19.6%、第5位は「人と接するのが嫌だから」19.2%となっている。
- 高齢者や障がい者等に関連する福祉課題として8050問題が挙げられる。アンケート調査結果をもとに、主な介助者がホームヘルパー以外の方で、かつ年齢が障がい者（本人）で40代以上、主な介護者の年齢が70代以上の割合は、回答者全体の6.1%、ホームヘルパー以外が主な介助者と回答した方の19.5%となっている。

8050（7040）問題との関連

	件数	割合
アンケート回答者	726	
a 主な介助者がホームヘルパー以外の方	226	31.1%
b 当事者が40代以上かつ主な介護者が70代以上	44	6.1%
主な介護者がホームヘルパー以外の方のうち c 締める割合	上記bの	19.5%

- サービスを利用していないと回答した方の自由意見の中から主な意見として、日常生活用具の充実（品目を増やす、金額を上げる等）、サービス等に関する手続きの簡略化・円滑化、就労支援の充実、障がい特性を踏まえた情報保障と分かりやすい情報提供、見た目に分かりにくい障がい（内部障がいや発達障がい）に関する理解の促進、ピアサポートの取り組みや相談体制の充実、住居問題への対応などが挙げられている。

2. 統計データからみる障がい者（児）の概況

①障害者手帳交付状況（障がい別）（各年度末 単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備 考
1 身体障がい者	3,400	3,440	3,549	3,464	3,481	身体障害者手帳交付者
2 知的障がい者	736	825	841	875	911	療育手帳交付者
3 精神障がい者	1,227	1,321	1,386	1,463	1,556	精神障害者保健福祉手帳交付者
合計	5,363	5,586	5,776	5,802	5,948	

②障害者手帳交付状況（年齢別）（各年度末 単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備 考
身体	18歳未満	103	104	104	105	90	身体障害者手帳交付者
	18歳以上	3,297	3,336	3,445	3,359	3,391	
	合 計	3,400	3,440	3,549	3,464	3,481	
知的	18歳未満	222	254	273	284	325	療育手帳交付者
	18歳以上	514	571	568	591	586	
	合 計	736	825	841	875	911	
精神	18歳未満	12	15	29	41	43	精神障害者保健福祉手帳交付者
	18歳以上	1,215	1,306	1,357	1,422	1,513	
	合 計	1,227	1,321	1,386	1,463	1,556	

③障害者手帳交付状況（障がい程度別）（各年度末 単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備 考
身体障がい者	1級	1,076	1,109	1,149	1,160	1,166	身体障害者手帳交付者
	2級	536	538	545	541	525	
	3級	748	716	744	686	702	
	4級	748	779	805	782	782	
	5級・6級	292	298	306	295	306	
	合計	3,400	3,440	3,549	3,464	3,481	
知的障がい者	A1（最重度）	66	68	78	79	79	療育手帳交付者
	A2（重度）	164	171	189	192	196	
	B1（中度）	214	235	229	236	241	
	B2（軽度）	292	351	345	368	395	
	合計	736	825	841	875	911	
精神障がい者	1級	280	317	353	365	405	精神障害者保健福祉手帳交付者
	2級	743	774	792	843	899	
	3級	204	230	241	255	252	
	合計	1,227	1,321	1,386	1,463	1,556	

④障害者手帳交付状況（障がい種別）（各年度末 単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備 考
身体障がい者	視覚障がい	149	147	156	152	152	身体障害者手帳交付者
	聴覚障がい	321	310	316	324	339	
	音声・言語	39	32	38	34	38	
	内部疾患	1,566	1,616	1,696	1,644	1,655	
	肢体障がい	1,325	1,335	1,343	1,310	1,297	
	合計	3,400	3,440	3,549	3,464	3,481	

⑤ 自立支援医療

厚生医療の状況

(単位：件・円)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	給付 件数	レセプ ト件数									
件 数	心臓機能障害	380	545	370	511	525	617	78	290	64	73
	じん臓機能障害	393	5,010	397	5,152	401	5,224	425	5,228	445	5,313
	一般分	49	281	72	305	62	321	77	374	90	365
	合 計	822	5,836	839	5,968	988	6,162	580	5,892	599	5,751
公費負担額合計		205,076,131		230,218,148		240,555,503		227,603,139		218,061,541	

育成医療の状況

(単位：件・円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付決定件数	182	162	134	130	84
公費負担額合計	8,754,718	10,028,802	6,981,585	5,045,040	3,950,537

精神通院医療費公費負担状況

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付件数	2,553	2,722	2,829	3,022	3,272

●補装具の交付及び修理状況

(単位：件)

項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	
義肢	義手	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
	義足	3	18	4	17	2	17	5	13	2	14
装具	下肢	39	5	67	2	70	4	54	7	61	10
	靴型	12	2	5	0	14	2	11	2	4	1
	体幹	9	0	5	1	3	0	3	0	6	0
	上肢	5	0	3	0	1	0	1	0	1	0
座位保持装置	車いす	6	8	6	8	11	5	7	10	13	3
	電動車いす	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1
	その他	6	1	5	5	6	4	2	4	9	0
義鏡	特殊義眼	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	コンタクト義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	6	0	3	0	6	0	8	0	4	0	
歩行補助つえ	11	0	10	0	2	0	10	0	12	0	
歩行器	2	0	3	0	0	0	6	0	2	0	
眼鏡	矯正眼鏡	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	遮光眼鏡	0	0	1	0	1	0	3	0	6	0
	弱視眼鏡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	1	1	2	1	5	1	0	0	2	0
	高度難聴用耳掛型	20	21	20	19	30	19	28	11	29	13
	重度難聴用ポケット型	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0
	重度難聴用耳掛型	15	17	14	22	12	15	15	13	28	23
	耳あな型（レディメイド）	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	耳あな型（オーダーメイド）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
車いす	普通	9	25	7	29	8	26	10	21	9	25
	リクライニング普通	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0
	手押し型	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2
	リクライニング手押し型	0	3	0	1	1	0	0	0	1	1
	リクライニングテイル普通型	0	0	3	1	0	2	0	0	0	0
	片手駆動型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクライニングテイル手押し型	1	1	0	1	2	2	2	1	1	6
	テイルト式手押し型	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電動車いす	普通4.5	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
	普通6.0	0	4	1	3	0	0	1	1	0	0
	手動兼リフト	0	0	0	1	0	2	0	6	0	0
	リクライニング普通	0	4	0	4	0	6	1	3	0	3
	電動リクライニング普通型	0	1	0	0	0	0	0	4	1	3
	電動リフト式手押し型	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	電動リクライニングテイル普通型	1	0	1	0	0	1	0	2	0	3
	その他	1	7	1	7	3	10	1	1	2	6
座位保持いす	3	0	0	0	3	0	1	0	5	1	
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
頭部保持具	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重度障害者用意思伝達装置	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	
合計件数	157	125	166	127	184	119	172	102	213	121	
	282		293		303		274		334		
公費負担額合計（円）	31,027,952		27,617,973		32,617,973		27,992,798		35,970,949		

相談件数

(単位：件)

実施事業所	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他												
障がい福祉課	420	945	325	472	480	1,989	389	511	577	2,194	448	569	559	2,598	429	319	687	3,120	287	403
	2,162				3,369				3,788				3,905				4,497			
自立生活センター・イルカ	13	114	238	389	12	93	204	377	12	119	236	381	19	108	146	554	13	124	153	660
	754				686				748				827				950			
相談支援事業所おきなわ	53	171	192	229																
	645																			
ケアステーションpont	23	119	82	526	3	152	87	531	23	554	129	713	28	634	155	465	20	349	94	312
	750				773				1,419				1,282				775			
合計	509	1,349	837	1,616	495	2,234	680	1,419	612	2,867	813	1,663	606	3,340	730	1,338	720	3,593	534	1,375
	4,311				4,828				5,955				6,014				6,222			

意思疎通支援事業

(単位：件・人)

派遣実施者	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	派遣延件数	実人数	派遣延件数	派遣者数(延べ人数)	派遣延件数	派遣者数(延べ人数)	派遣延件数	派遣者数(延べ人数)	派遣延件数	派遣者数(延べ人数)
沖縄県聴覚障害者情報センター	8	8	15	21	16	26	35	53	34	50
市設置手話通訳者	781	797	886	905	698	707	633	651	677	695
うち庁舎外	70	86	80	99	95	104	77	95	100	695
うち庁舎内	711	711	806	806	603	603	556	556	577	577
登録手話通訳派遣	134	176	172	215	225	262	227	268	272	311
要約筆記派遣 H26より沖縄県聴覚障害者情報センターに委託	2	4	4	6	2	2	0	0	2	6
合計	925	985	1,077	1,147	941	997	895	972	985	1,062

入院時コミュニケーション支援事業(平成28年度開始)

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣延件数	2	0	0	0

移動支援事業

(単位：人・円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延人数	753	815	1,154	1,120	1,273
公費負担額	21,792,722	23,957,884	27,223,984	32,665,145	35,177,839

日中一時支援事業

(単位：人・円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延人数	297	573	676	556	507
公費負担額	7,083,478	7,418,380	8,034,906	7,071,405	5,486,618

●日常生活用具給付状況

(単位：件数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	2	3	6	5	5
	特殊マット	3	4	0	4	1
	入浴担架	0	0	0	0	0
	体位変換器	1	1	1	2	1
	訓練車いす(児のみ)	0	0	0	0	1
	訓練用ベッド(児のみ)	0	3	0	2	1
	移動用リフト	0	1	1	0	1
	小 計	6	12	8	13	10
自立生活 支援用具	入浴補助用具	8	11	4	13	8
	便器	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	1	0	1	0	0
	歩行支援用具	1	0	0	0	0
	頭部保護帽	4	5	9	8	3
	特殊便器	1	0	0	1	1
	火災警報器	1	0	0	0	1
	児童消火器	1	0	0	0	0
	電磁調理器	0	0	1	2	1
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	2	2	3	4
	移動・多乗支援用具	0	3	6	7	2
小 計	18	21	23	34	20	
在宅療養等 支援用具	ネブライザー(吸引器)	2	4	1	3	3
	電気式たん吸引器	6	7	7	9	11
	パルスオキシメーター	0	1	4	1	1
	透析液加温器	0	1	2	2	1
	盲人用体温計(音声式)	1	0	1	0	1
	盲人用体重計	0	0	3	0	1
	盲人用血圧計	0	0	0	4	3
	小 計	9	13	18	19	21
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0	0	1	1
	情報・通信支援用具	1	0	1	0	2
	点字器	1	0	0	1	1
	点字タイプライター	0	0	0	0	0
	点字図書	0	0	0	0	0
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	1	2	3	4
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	0	0	0	0	0
	視覚障害者用拡大読書器	3	0	1	2	1
	盲人用時計	2	2	3	2	3
	聴覚障害者用通信装置	2	2	1	3	2
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
	人工喉頭	0	0	3	17	13
	地デジ対応ラジオ	0	0	0	1	0
	小 計	9	5	11	30	27
排泄管理 支援用具	ストマ装具	751	825	813	782	915
	紙おむつ等	524	496	485	495	675
	週尿器	2	6	4	4	2
	洗腸用具	0	0	0	11	5
	小 計	1277	1327	1302	1292	1597
住宅改修費	居室生活動作補助用具	5	0	0	2	4
	小 計	5	0	0	2	4
合 計		1,324	1,378	1,362	1,390	1,679
公 費 負 担 合 計		15,830,744	16,252,891	16,690,260	18,293,902	20,813,640

点字・声の広報発行事業

(単位：人)

サービス 種別	対象者(人)					事業内容
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
点訳 サービス	9	8	8	8	9	市報、市議会だより、社協便り、ボランティア便り、身障協総会資料、専門所等の点訳・発送
朗読 サービス	5	3	3	3	5	市報、社協便り、ボランティア便り等の音訳・発送

奉仕員養成事業

(単位：人)

講座名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
手話奉仕員養成講座 (基礎課程Ⅰ・Ⅱ)	7	6	—	—	19	17	—	—	14	8
手話奉仕員養成講座 (入門課程70時間)	—	—	32	18	—	—	28	12	—	—
点字講習会(全20回)	—	—	23	19	—	—	9	8	—	—
手話奉仕員養成講座 (スキルアップ講座)	6	6	—	—	16	10	—	—	7	6
音訳ボランティア養成講座	—	—	—	—	14	11	—	—	7	7

重度障害者移動支援事業

事業内容	延べ利用件数				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
リフト付き車両貸し出し	111	107	74	74	66

地域アシスタント事業

(単位：人)

事業内容	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
ふれあいサポーター 養成講座	30	29	8	5	16	7	28	10	12	11

自動車運転免許取得・改造費助成事業

(単位：人)

事業内容	決定者(人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自動車運転免許取得事業	3	1	2	2	3
自動車改造費助成事業	5	3	3	2	1

地域活動支援センター

(各年度末)

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(延べ人数)	980人	2,331人	2,335人	3,789人	3,306人
障害者相談支援	330回	844回	870回	560回	368回
社会基盤との連携強化	22回	101回	133回	163回	169回
ボランティア育成	2回	14回	17回	28回	99回
地域啓発普及活動	33回	21回	113回	46回	101回
医療・福祉との連携強化	1回	41回	37回	39回	53回

福祉手当（経過措置分）

（各年度末：人・円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別障害者手当	115	124	124	137	146
給付額	34,768,620	37,685,450	39,764,210	40,782,250	44,212,440
障害児福祉手当	101	117	121	117	119
給付額	17,336,960	19,538,800	19,920,960	20,727,740	20,540,970
福祉手当	1	1	1	1	1
給付額	173,080	174,960	175,000	175,660	73,670
合計受給者数	217	242	246	255	266
合計給付数	52,278,660	57,399,210	59,860,170	61,685,650	64,827,080

各種手当単価表（月額）

	平成27年4月改正	平成28年4月改正	平成29年4月改正	平成30年4月改正	令和元年4月改正
特別障害者手当	26,620	26,830	26,810	26,940	27,200
障害児福祉手当	14,480	14,600	14,580	14,650	14,790
福祉手当	14,480	14,600	14,580	14,650	14,790

重度障害者（児）医療費助成給付状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延受給者（人）	4,801	4,836	4,842	7,430	11,615
総医療費（円）	137,158,962	142,000,459	148,390,658	160,665,787	161,708,718

重度心身障害者住宅改造費助成事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備件数	6	1	1	4	1
支給額（円）	1,465,651	246,600	270,000	1,025,460	180,000

身体障害者福祉電話設置事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新設台数（台）	1	0	0	0	0
新設置費用（円）	11,124	0	0	0	0
年度末設置数（台）	7	6	6	6	5
電話料給付額（円）	189,624	159,715	158,861	156,209	148,752
給付額合計（円）	200,748	159,715	158,861	156,209	148,752

○宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成8年7月17日

訓令第15号

改正 平成10年5月29日訓令第12号

平成16年3月23日訓令第1号

平成17年9月16日訓令第13号

(設置)

第1条 宜野湾市地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、宜野湾市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 児童育成計画案の策定に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (4) その他、本市の社会福祉事業の総合的施策の計画案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、地域福祉計画を策定する担当部署(以下「担当部署」という。)の部長及び関係部署の次長をもって組織し、委員は市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に担当部署の部長、副委員長に担当部署の次長をもって充てる。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 検討委員会の下に幹事会を置き、委員長の指示により次の業務を行う。

(1) 第2条の所掌事務の調査に関すること。

(2) 検討委員会に提出する原案の作成に関すること。

(3) その他、計画案の策定に関すること。

2 幹事会は、担当部署の次長及び関係部署の課長をもって組織し、幹事は市長が任命する。

3 幹事会に幹事長を置き、担当部署の次長をもって充てる。

4 幹事長は会議を招集し、その議長となる。

5 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

6 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した幹事はその職務を代理する。

(作業班)

第7条 幹事会の下に、計画案に係る具体的な事項を調査・検討させるため作業班を置く。

2 作業班は、担当部署の課長、関係部署の係長及び職員で組織し、班員は市長が任命する。
ただし、市長が必要と認めるときは、職員以外の者を班員に委嘱することができる。

3 作業班に班長を置き、班員の互選により、これを決める。

4 班長は会議を招集し、その議長となる。

5 班長は作業班を代表し、会務を総理する。

6 班長は、必要に応じ、作業班以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

7 班長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ班長の指名した班員がその職務を代理する。

8 作業班は、班長の指示により特定事項の調査・検討を行う専門会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会、幹事会及び作業班の庶務は、第2条各号に定める計画案を担当する部署において行う。

(地域福祉計画原案の諮問等)

第9条 検討委員会で策定した地域福祉計画の原案は、市長が宜野湾市地域福祉計画懇話会に諮問し、答申を受けるものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年5月29日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第7条第3項、第8条、別表第2及び別表第3の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月23日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月16日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

宜野湾市障がい者福祉計画検討委員会名簿

NO	氏名	所属	役職等	備考
1	岡田 洋代	福祉推進部部长	委員長	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条・第4条
2	宮城 葉子	福祉推進部次長	副委員長	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条・第4条
3	松本 勝利	健康推進部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
4	多和田 眞満	総務部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
5	泉川 幹夫	企画部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
6	伊佐 真	市民経済部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
7	又吉 直弘	建設部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
8	又吉 清	消防本部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
9	真喜志 若子	教育部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
10	川上 一徳	指導部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条

○宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成9年4月1日 規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉に関する計画策定に関すること。
- (2) 障害者福祉に関する計画策定に関すること。
- (3) 児童福祉に関する計画策定に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関する計画策定に関すること。
- (5) その他前各号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げる計画の点検評価に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員の資格を失うものとする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、12人以内の専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

(1) 懇話会の委員の中から会長が指名する者

(2) 委員以外で第2条の審議事項に精通する者

4 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

2 専門委員会の委員会の庶務は、第2条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月21日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月15日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月22日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宜野湾市障がい福祉計画専門委員会名簿

NO	氏名	所属	役職等	備考
1	上地 武昭		沖縄大学名誉教授 沖縄国際大学客員教授	学識経験者 (同規則第3条第2項第1号委員)
2	赤嶺 京子	宜野湾市社会福祉協議会	副会長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)
3	宮城 哲哉	医療法人タピック 玉木病院	地域医療部部長	その他市長が必要と認めた委員 (同規則第3条第2項第1号委員)
4	佐喜真 進	宜野湾市身体障がい者福祉協会	理事長	市民団体構成員 (同規則第3条第2項第2号委員)
5	金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会	会長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)
6	長位 鈴子	沖縄県自立生活センター・イルカ	代表	市民団体構成員 (同規則第3条第2項第2号委員)
7	谷畑 末子	認可保育園園長会 (赤道あおぞら保育園)	会長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)
8	伊佐 智樹	社会福祉法人ハイジ福祉会 障害者支援施設グリーンホーム	施設長	社会福祉団体の構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)
9	久貝 晶子	沖縄県発達障がい者支援センター がじゅまーる	社会福祉士	社会福祉団体の構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)
10	又吉 直正	宜野湾市教育委員会	指導部長	行政機関の職員 (同規則第3条第2項第4号委員)
11	岡田 洋代	宜野湾市	福祉推進部長	行政機関の職員 (同規則第3条第2項第4号委員)

○宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、宜野湾市地域自立支援協議会の設置に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第89条の3第1項の規定に基づき、宜野湾市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の役割)

第3条 協議会の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がいサービス利用に係る相談支援事業者の中立・公正性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 宜野湾市障がい福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言に関すること。
- (6) 障がい者等の権利擁護の推進に関すること。
- (7) 市が委託する事業の評価及び助言
- (8) 障がいサービス事業者等の評価及び助言
- (9) その他地域の障がい福祉の増進に関する必要事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 障がい当事者及び障がい者団体の関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 保健・医療関係者
- (8) 雇用及び就労に関する機関の関係者
- (9) 民生児童委員
- (10) 市民団体等

- (11) 行政機関の職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会)

第7条 協議会は、第4条に掲げる事項について会議を開催する。

2 協議会は、会長が招集する。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

6 協議会は、原則年1回以上開催する。

7 会長は、協議会の結果を市長へ報告する。

(定例会)

第8条 協議会の下に定例会を設置する。

2 定例会は、第5条第2項に規定する組織の関係者で構成し、構成員は、10名以内とし、会長が指名する。

3 定例会の構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 定例会の議長は、事務局が担う。

5 定例会は、原則月1回開催し、以下の事項に取り組む。

(1) 第13条に規定する個別支援会議から上がった事案の課題を整理、共有し、必要に応じて、各部会へ提起する。

(2) 第4条に関する情報を共有し、課題を整理し、協議会の議事案を作成し、及び提案する。

6 定例会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 7 定例会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 定例会は、その都度、会議録を作成し、協議会及び福祉事務所長へ報告する。

(専門部会)

第9条 協議会は、協議会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置は、協議会において協議し決める。
- 3 専門部会には、部会長を置き、部会長は、協議会委員の中から会長が指名する。この場合において、会長は、協議会へ部会長を報告する。
- 4 部会長の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
- 5 副部会長及び専門部会の構成員は、部会長が指名し、協議会へ報告する。
- 6 専門部会の構成員は10名以内で構成する。
- 7 専門部会の構成員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。
- 8 部会は、部会長が招集し、原則月1回開催する。
- 9 部会は、以下の事項に取り組む。
 - (1) 専門分野における継続的な調査検討、研究及び連絡調整
 - (2) 定例会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整
 - (3) その他、協議会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整
- 10 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 11 部会長は、専門部会の会議の経過及び結果を定例会及び障がい福祉課長へ報告する。

(ワーキング会議)

第10条 専門部会は、課題の調査検討及び研究に関して、ワーキング会議を設けることができる。

- 2 ワーキング会議の構成員は、専門部会の部会長が指名し第11条に規定する事務局会議へ報告する。
- 3 ワーキング会議は、専門部会から提起された事項について調査検討、研究し、専門部会へ結果を報告する。

(事務局会議)

第11条 協議会の運営及び調整を行うため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、第5条第2項に規定する組織の関係者で構成し、会長が指名する。
- 3 事務局会議は、原則月1回開催する。
- 4 事務局は、会議の結果を定例会へ報告する。

(個別支援会議)

第 12 条 障害者等の事案について、事例の検討を行うための個別支援会議を置く。

- 2 個別支援会議は、事務局が招集し、会を総務する。
- 3 事務局は、個別支援会議の内容をまとめ事務局会議、定例会及び障がい福祉課長へ報告する。
- 4 個別支援会議の運営は、別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の庶務を行うための事務局を置く。

- 2 事務局は、障がい福祉担当課が担う。
- 3 事務局は、各会議の運営の準備、進行の補助、報告書等の作成を行う。
- 4 事務局は、各会議の進捗等を適宜、協議会委員等へ発信する。

(秘密保持)

第 14 条 協議会、定例会、専門部会、ワーキング会議、事務局会議、個別支援会議、事務局の委員、構成員等は、協議会の職務により知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、任期を終えた後も同様とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度 宜野湾市地域自立支援協議会委員名簿

令和2年9月29日現在

No.	氏名	所属	役職
1	長位 鈴子	沖縄県自立生活センター イルカ	代表
2	伊佐 智樹	障害者支援施設 グリーンホーム	施設長
3	兼浜 克弥	宜野湾市地域活動支援センターI型 (はびわん)	所長
4	豊里 教子	楽学喜サポート アチェンド	所長
5	川平 哲郎	医療法人宇富屋 玉木病院	相談室室長
6	佐喜真 進	宜野湾市身体障がい者福祉協会	理事長
7	金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会	会長
8	宮城 竜也	宜野湾・中城地区宅地建物取引業者会	会長
9	比嘉 智	宜野湾市商工会	事務局長
10	呉屋 良武	宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会	会長
11	仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会	事務局長
12	長嶺 みき	ハローワーク沖縄	専門援助部門 統括職業指導官
13	宮城 葉子	福祉推進部	福祉推進部次長兼 福祉総務課長
14	松本 勝利	健康推進部	健康推進部次長兼 介護長寿課長
15	與那嶺 哲	教育委員会指導部指導課	課長
16	新垣 育子	市民経済部産業政策課	課長
17	玉城 悟	健康推進部健康増進課	課長
18	浜里 郁子	福祉推進部児童家庭課	課長
19	香月 直子	福祉推進部子育て支援課	課長
20	與那原 類	福祉推進部生活福祉課	課長
21	津島 美智子	福祉推進部障がい福祉課	課長